

力作ぞろいの市展をご覧ください

(第26回新津市美術展覧会)

●とき 10月30日(土)～11月7日(日)
の午前10時～午後5時。ただし、7日は午後3時まで

●ところ 新津市美術館

●褒賞式 10月30日(土)の午前11時から

●部門別合評会 11月7日(日)の午後1時30分から

●問い合わせ 生涯学習課生涯学習係 ☎22-9666 へ。

展示替えのため美術館休館します

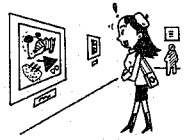
●休館日 10月18日(月)～29日(金)

美術館でフルートコンサート(無料)

●とき 11月3日(祝)の午後2時から

●ところ 新津市美術館アトリウム

●出演 アンサンブルメールネージュ



市展にあわせて平日無料循環バスを運行

●運行する日 11月1日(月)、2日(火)、4日(木)、5日(金)

●運行する区間と発車時刻

(本町1丁目)	旧バスセンター	市役所	(吉津) 酒井商店前	美術館
10:00	10:10	10:20	10:30	
12:30	12:40	12:50	13:00	
14:00	14:10	14:20	14:30	
16:30	16:40	16:50	17:00	

ことばの一日相談室をご利用ください

来年度、小学校入学を控えた幼児の保護者を対象に言語相談室を開きます。言語についてお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

●とき 10月15日(金)～11月15日(月)

●ところ 第一小学校、結小学校

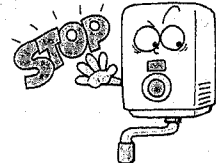
●相談員 白井美智先生(第一小学校)、渡辺祐子先生(結小学校)

●問い合わせ 希望する相談場所(第一小学校☎22-0069、結小学校☎22-0742)または学校教育課(☎24-2111内線414)へ。

お買物、ご用命は市内で

不完全燃焼防止装置付ガス小型湯沸器

ほこりによる熱交換器の目づまり等があった時、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。



越後天然ガス(株)

新津市新町1-5-37
TEL 24-2171
FAX 24-2170

学区外通学

号	内容・対象	学区外就学(通学)の許可内容
1	特殊学級入級(小・中学校)	・居住する学区の学校に、障害の種類に応じた特殊学級がない場合、特殊学級のある学校に通学すること。
2	転居(小・中学校)	・転居により通学すべき学校が変更になる場合、転居する前に転居後の学校へ通学すること。 ・転居により通学すべき学校が変更になる場合、現在の学校へ引き続き通学すること。
3	確実な転居予定(小・中学校)	・住居の新築や賃貸住宅への入居などで転居することが確実である場合、前もって転居先の学区へ通学すること。
4	一時転居(小・中学校)	・住宅の改築などに伴い、現在の学区とは異なる学区へ仮住まいしなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
5	地震などの災害による仮住居(小・中学校)	・地震などの災害により、現在の学区とは異なる学区での仮住宅に居住しなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
6	学区外の下校先(小学校)	・児童の下校後、児童を保護できる人が自宅に誰もいなくて、自宅以外に下校して保護してもらうようになっている場合、その保護する人の居住する学区へ通学すること。
7	放課後児童クラブの入会(小学校1～3年)	・学区外にある「放課後児童クラブ」に入会している、または入会する予定の場合、その「放課後児童クラブ」のある学区の学校へ通学すること。
8	疾病など(小・中学校)	・疾病などで指定された学校への通学が困難である場合、または医療施設へ通院するなどの点で指定学校以外の通学が望ましいと認められる場合、学区外へ通学すること。
9	緊急避難的な措置(小・中学校)	・いじめ、不登校、諸環境などによる児童生徒の精神的な苦痛などが、転校することによって解消されると考えられる場合に学区外通学をすること。
10	転校前の学校への復帰(小・中学校)	・転校後に不登校や不適応状態が継続し、転校前の学校に復帰することでこれらの問題が解消されると考えられる場合、または転校を予定している段階でこれらの問題が生じる可能性が高い場合、転校前に(現在)通学していた学校に引き続き通学すること。
11	兄弟姉妹関係(小・中学校)	・兄弟姉妹が、疾病などや緊急避難的な措置に該当して学区外通学を認められているとき、教育上および家庭生活上の理由から、兄弟姉妹と同じ学校に通うことが望ましく、学区外通学をすること。
12	通級(小学校)	・現在、通学している学校から特殊学級・通級指導教室への通級が認められているが、家庭事情などから所定の日時にその学校へ通わせることが困難な場合に、学区外の学校へ通学すること。
13	通学距離(小・中学校)	・通学区の境界付近に居住し、指定された学校が近隣に設置された学校までの通学距離と比較し明らかに遠距離にある場合に近隣の学校に通学すること。
14	その他の教育的配慮	・以上各号のほかに、児童・生徒にとって教育的見地や家庭生活上などの見地、または児童生徒の安全面から配慮が必要と考えられる場合に学区外の学校へ通学すること。 (例：家庭の諸事情で学区外の親戚に預けられることになった、諸事情で住民異動届の提出ができない、離婚調停中である、親権者の問題がある、在日外国人、帰国子女、通学途上の安全問題など…)

事情により転校したい、今の学校に引き続き通学したいなど...

～お悩みのことがありましたらご相談ください～

市では、児童・生徒本人や家庭の事情によって、違う学校に通いたい、あるいは今の学校に通い続けたいという要望について相談を受け付けています。なお、現在左表の内容の学区外就学(通学)が認められています。

●相談窓口

学校教育課(市役所4階) ☎24-2111内線430
教育センター(同市内線431)または各小・中学校の担当者
※許可申請するとき、証明書類などが必要ながあるのて、あらかじめ電話でご相談ください。

●相談期間

随時受け付けます。ただし、4月1日からの転校を考えている場合は、できるだけ前年度の11月末日までに相談ください。



お買物、ご用命は市内で



新高梨

おけさ柿(八珍)
只今地方発送承り中

フルーツ&ギフト



やまいし

TEL 23-0397
FAX 23-3158

新津 豊協同組合

品質保証付 新量16,000円(各税別)
表替 9,000円
●当方が自信を持っておすすめする品物です
☎22-7923